

ちばやあかき

人の動き

世帯数および人口
(昭和49年2月1日現在)
世帯数 1,122戸
人口 5,085人
男 2,442人
女 2,643人

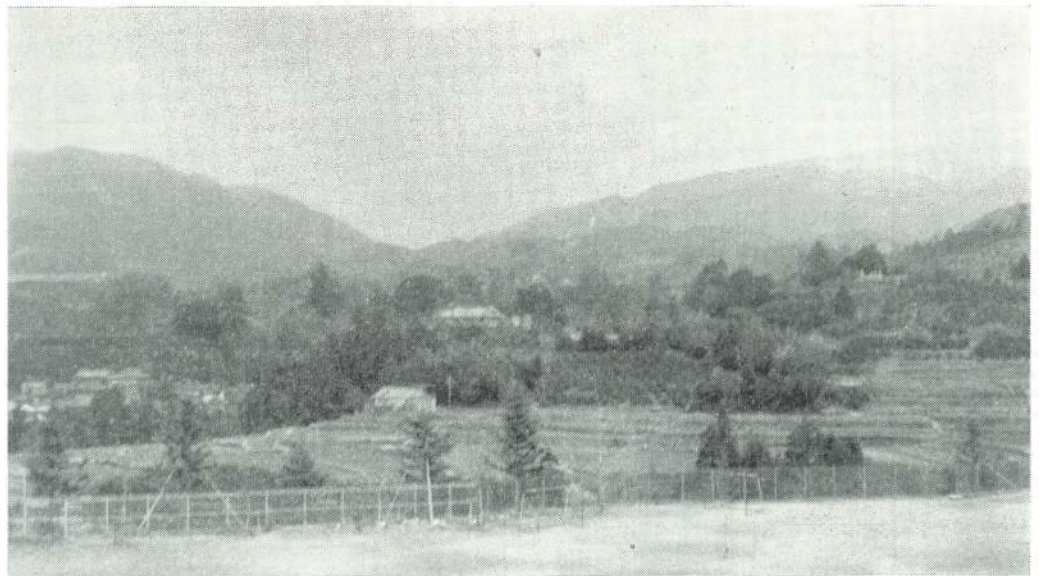
発行所 千早赤阪村役場 TEL (07217) 代 ② 0081

印刷 富田林市 東野印刷所

本年はこのほか 寒さきびしく

金剛葛城連山も

雪帽子をかぶったまま



新入学児をもつ

お母さんへ

新入学児を持つ家庭では入学の日が待ちどおしい一方、入学前の勉強の準備やら、母親としての心がまえなど不安も多いことでしょう。

一年生担任の先生の体験などから、こし新入学児を持つお母さん方への助言について。

勉強よりもしつけ

自主、協調の習慣が大切
「先生、早く勉強しよう
お話をかりでつまらない」
「どうして、今していることが勉強だよ。こんな催促をする一年生が多いというほほえましくも見えるが家庭で「字をおぼえること」「計算をすること」などだけが勉強と思ひこんでいるのではないだろうか。

▼ひらがなで名前をよみ書きできる

小学校では、まず友だちとよく遊び、人の話をよく聞いたり、生活習慣をつけたりすることが大事な勉強である。

そのあとで、文字や算数を全たく初歩から教えていく。だからこの学校でも現在では多くの子が就学前に文字が読めるようになったが「ひらがなで自分の名前を読み書きできる程度で十分」としている。子供が絵

本や駅名の字に興味をもって聞いたら教えてもさしつかえないが、無理に教える必要がない。

そうした「勉強」をつめこまれた子は、生活習慣やしつけの面で欠けている場合が少なくないという。親が机の上の勉強ばかり気をとられて、しつけがおろそかになっている。

本来転倒だ。入学を一つの踏み台にして、よい生活の習慣づけがほしい。

▼姓を呼ばれても返事できるように

「どうしたの、便所に行きたいの?」「うー」：「おなかが痛い?」「うー」：「頭が痛い?」「うん。」
一年生の教室でよく見かける光景だ。ほとんどの子供が幼稚園を経験して集団生活には慣れているが、まだ意志表示をはっきりできない子もいる。他人から先生に伝えてもらったり、聞かれるのを待っている。集団生活の中では、まず自分の意志をはっきり表わせることが大事。幼稚園では、ちゃん、付けの呼び方だが、小学校では姓を呼ばれるので元氣よく「はい」と返事し自分のことは自分でいえるようにしたい。意志表示ができないのは家庭で手を

かけ過ぎる子に多いという子供が親にことばで要求する前に、親が先取りして世話してしまうのである。子供は常にことばで表示しないうちに用が足りてしまう。

これでは、意志表示する習慣もつかないし、自立心を育てることはできない。子供の自立心を盛りたてるしつけがほしい。

同じことは、着衣・脱衣の場合についていえる。

身体検査や体操の時間などに衣類を自分で始末できるようにしよう。これは練習することができ、やはり日常の習慣が大切だ。子供のやり方がおそいからとか、下手だからと、親が手を出すことはひかえたい依頼心を植えることになる。

跡片付けなども一度子供にやらせておいて、下手なら子供がいなくなつてから直すといった心づかいがほしい。しつけは、できるだけ子供をはめて自主性を伸ばすことである。

▼通学路の確認を

入学までに偏食を直し、食事を二十〜二十五分程度ですませること、事故防止のため通学路も親と一緒に歩いて危険箇所を確認することなどはぜひしておきたい。



こんなときにこんな年金がうけられます

国民年金に加入している人が、次のような状態になったときに年金がうけられます。

年金の種類	うけられるとき	年金額
老令年金	25年以上保険料を納めた人、又は保険料を免除された期間と納めた期間を合せて25年以上（この25年は年令に応じて24年・10年に短縮されます）の人が65才になったとき。	八〇〇円×保険料を納めた月数 例えば、25年納付の場合 八〇〇円×二十五年×十二カ月 二四〇、〇〇〇円
通算老令年金	国民年金と厚生年金・共済組合などの間を移った人が、その期間を合わせて25年以上（この25年は年令に応じて24年・10年に短縮されます）の人が65才になったとき。	老令年金と同じ ただし、明治44年4月1日以前に生まれた人は「八〇〇円」が「一、二〇〇円」で計算される。
障害年金	最近の一年以上、保険料を納めているか、三年以上免除をうけている人が傷病で日常生活に支障のある障害者になったとき。	一級障害 三〇〇、〇〇〇円 二級障害 二四〇、〇〇〇円
母子年金	最近の一年以上、保険料を納めているか、三年以上免除をうけている妻が夫と死別して、18才未満（身障児は20才未満）の子とともに暮らすとき。	二四〇、〇〇〇円 二人目の子は九、六〇〇円 三人目から一人につき 四、八〇〇円加算
準母子年金	最近の一年以上、保険料を納めているか、三年以上免除をうけている祖母又は姉が、夫や息子を亡くし18才未満（身障児は20才未満）の孫や弟妹とともに暮らすとき。	母子年金に同じ
遺児年金	最近の一年以上保険料を納めているか三年以上、免除をうけている父母が死亡し、18才未満の子供だけが残されたとき。	母子年金に同じ
寡婦年金	老令年金をうける資格のある夫が、年金をうけずに死亡したときに妻に支給される。（10年以上つれそった妻に60才から64才まで）	八〇〇円×保険料を納めた月数÷二
死亡一時金	三年以上保険料を納めた人が年金をうけずに死亡したとき。	一七、〇〇〇円

なお、拠出制の年金の加入期間が短かったり、拠出制の年金に加入できない人のために、全額国庫の負担で、老令福祉年金、障害福祉年金、母子・準母子福祉年金、老令特別給付金が支給されます。以上のいずれかに該当したときは、役場の年金係にお越しの上、窓口で説明をうけて受給手続きをしてください。

成人と国民年金

家業（家事）に従事または厚生年金保険のない商店に働いていて成人になった人は、必ず国民年金に加入してください。

国民年金は、月々九〇〇円の保険料で、交通事故などによるケガや思いもかけぬ病気の不安からあなたを守り、また知らず知らずの間に老後の年金が保障されていくという恵まれた制度です。

明日といわず今すぐ加入の手続きをしてください。手続きは、印かんをもって役場の国民年金係までおこしになるだけで加入できます。

■給付される年金には次のものがあります。
老令年金・通算老令年金
障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金・死亡一時金

重い障害で20才になった人は障害福祉年金がうけられます

20才になるまでの病気やケガがもとで、自分で日常生活の用をたすことができない程度の重い障害のある人が、20才になると障害福祉年金が支給されます。
（月額七、五〇〇円）

該当する人は、役場の国民年金係までおこしの上、手続きをしてください。

なお、福祉年金は全額国の負担で支給されるもので、すから、本人や扶養義務者などに多額の所得がある時は支給をとめられることがあります。



たばこは
村内で買いましょう
たばこ消費税として
村の収入になります。

重度身心障害者の

医療費助成について

このたび千早赤阪村では本年一月一日から重度の身体障害者及び精神障害者を対象として千早赤阪村条例にもとづき医療費の一部を助成しています。この制度の適用を受ける対象者は次のいずれにも該当する人で

- ①千早赤阪村に居住する人で老人医療の適用を受けていない人
- ②国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者である人（社会保険の被保険者は除く）
- ③年間の収入が一千万円以下の人
- ④右の①②③に該当し、次

の事項のいずれかに該当する人

- ①一級または二級の身体障害者手帳を所持する人
- ②精神障害の程度が重度の人（知能指数が三五以下の人、または三六以上であつても社会生活上著しく支障をきたす人）
- ③精神薄弱の程度が中度（知能指数が三五以上五〇以下の人）であつて身体障害者手帳を所持する人

なお、精神薄弱の程度がわからない場合は、次の機関で判定を受けてください。
年令十八才以上の人
精神薄弱者更生相談所
（大阪市内森の宮青少年会

療育手帳制度の

実施について

- (1) 精神薄弱者（児）に対して、一貫した指導、相談を行なうとともに各種援助措置を受けやすくするため、昭和四十九年一月一日より「療育手帳」を交付されることになりました。
- (2) 療育手帳の交付を受ける場合、次の援助措置があります。

- (3) 国税・地方税の諸控除及び減免
- (4) 公営住宅の優先入居
- (5) NHK受信料の免除
- (6) 大阪府重度障害者（児）給付金
- (7) 身体障害者及び精神障害者医療費負担制度
- (8) 千早赤阪村障害者（児）見舞金



児童手当の申請を

支給範囲がひろがりました

△支給対象者△

十八才未満の児童を三人以上養育し、そのうちの一人以上が昭和四十九年四月一日現在、義務教育終了前の児童であること。

△支給額△

十八才未満の児童で出生順に数えて、三人目以降義務教育終了前の児童一人につき月額三〇〇〇円。

△所得制限△

昭和四十七年の収入が一定の額に満たないこと。（たとえば、給与所得者の場合扶養親族などが五人の場合で二七六万円）

△請求手続△

新たに該当する人や、児童手当の額が現在よりふえる人は、村役場住民課福祉係で認定請求の手続きをしてください。

△お問い合わせ△

住民課福祉係
電話 ② 〇〇八一
ただし、公務員及び三公社にお勤めの方は、勤務先へ。

心配ごと相談日のお知らせ

心配ごと相談日程はつきのとおりです。お気軽におこしください。どんな相談でもお受けいたします。

相 談 日		
3 月	4 月	5 月
11日(月)	1日(月)	10日(金)
20日(水)	10日(水)	20日(月)
	22日(月)	30日(木)
	30日(火)	

住民税の

出張申告

昭和四十九年度村民税・府民税は、昭和四十九年一月一日現在、本村に住所を有する方で所得のあった人に課税されますので、来る二月十六日より三月十五日までに役場税務課へ申告書を提出してください。（ただし、給与所得のみの方と所得税の確定申告をされた方は除きます）
なお、本年も次の通り出張申告の予定でありますので、もよりの会場で申告してください。

場 所	場 所
小吹 森屋	吉年 桐山
千早 水原	千早 水原
下東 水原	下東 水原
中津 上東	中津 上東
川野 役場	川野 役場

おわかりにならない方々にご相談にのりますようお待ちしておきますから、お気軽にお越しください。

富田林税務署

昭和48年度 共同募金実績報告

赤い羽根共同募金につきましては、村民各層の絶大なるご協力によりまして、好成績をあげさせていただきました。

村民各位の心からなるご理解とご協力を厚くお礼申し上げます。

共同募金実績合計 九七・九六六円

戸別募金 七八・六八七円

学校募金 九・三〇九円

パッチ 一〇・〇〇〇円

お知らせ

税金のご相談は信用のできるところでまいしょう
税務署では府、各、市町村ならびに税理士会の協力をえて申告書の書き方や、計算のしかたなどについて

昭 和 4 7 年 度

千 早 赤 阪 村 歳 入 歳 出 決 算

○ 一 般 会 計

歳 入

歳 出

(単位千円)

款	予 算 額	収入済額	予算に対する増減	款	予 算 額	支出済額	予算に対する残額
① 村 税	62,958	63,352	394	① 議 会 費	6,113	5,974	138
②自動車取得税交付金	5,184	5,184	0	② 総 務 費	163,881	162,597	1,283
③ 地方交付税	156,509	156,509	0	③ 民 生 費	27,157	26,473	683
④ 使用料及手数料	1,216	1,174	△ 41	④ 衛 生 費	29,657	29,247	409
⑤ 国庫支出金	16,138	16,444	306	⑤ 農林水産業費	20,646	20,011	634
⑥ 府 支 出 金	55,165	55,332	167	⑥ 商 工 費	5,544	5,123	420
⑦ 財 産 収 入	1,415	1,426	11	⑦ 土 木 費	52,619	51,978	640
⑧ 繰 越 金	9,290	9,290	0	⑧ 消 防 費	2,888	2,868	19
⑨ 繰 入 金	13,630	13,630	0	⑨ 教 育 費	92,030	90,417	1,612
⑩ 諸 収 入	12,990	13,906	916	⑩ 公 債 費	21,936	21,431	504
⑪ 村 債	58,900	58,900	0	⑪ 諸 支 出 金	17,465	17,464	0
⑫ 分担金及負担金	1,514	1,551	37	⑫ 予 備 費	1,485	0	1,485
⑬ 寄 付 金	77,737	77,739	2	⑬ 災 害 復 旧 費	32,876	32,573	302
⑭ 地方譲与税	1,654	1,654	0				
歳 入 合 計	474,300	476,094	1,794	歳 出 合 計	474,300	466,162	8,137



昭和47年度特別会計歳入歳出決算

○水道事業

(収 入)

(1)収益の収入及び支出

(支 出) (単位千円)

区 分	予算額	決算額	予算比 増 減	区 分	予算額	決算額	不用額
款1 水道事業収益	16,000	16,000	0	款1 水道事業費用	14,385	14,319	66
項1 営業収益	8,955	8,955	0	項1 営業費用	9,394	9,329	65
項2 営業外収益	7,045	7,045	0	項2 営業外費用	4,991	4,991	0
(収 入)				(2)資本の収入及び支出			
区 分	予算額	決算額	予算比 増 減	区 分	予算額	決算額	不用額
款1 資本の収入	138,740	138,740	0	款1 資本の支出	142,191	142,191	0
項1 出資金	890	890	0	項1 企業債償還金	3,412	3,412	0
項2 工事負担金	137,850	137,850	0	項2 固定資産購入費	929	929	0
				項3 建設改良費	137,850	137,850	0

○国民健康保険

歳 入

歳 出

款	予算額	収入済額	比較増減	款	予算額	支出済額	予算残額
① 国民健康保険料	14,559	16,759	2,200	① 総務費	4,536	4,060	476
② 一部負担金	1	0	△ 1	② 保険給付費	40,246	38,765	1,481
③ 使用料及手数料	1	0	△ 1	③ 保険施設費	232	228	4
④ 国庫支出金	26,341	26,167	△ 174	④ 諸支出金	4,180	4,171	9
⑤ 府支出金	1,258	1,335	77	⑤ 予備費	500	0	500
⑥ 繰入金	3,000	3,000	0				
⑦ 繰越金	4,481	6,934	2,453				
⑧ 諸収入	53	489	436				
歳入合計	49,694	54,684	4,990	歳出合計	49,694	47,224	2,470

歳 入

国民健康保険直営診療所

歳 出

款	予算額	収入済額	比較増減	款	予算額	支出済額	予算残額
① 診療収入	15,142	16,700	1,558	① 総務費	9,937	9,525	411
② 使用料及び手数料	6	29	23	③ 医業費	10,697	10,613	84
③ 繰越金	701	705	4	③ 施設整備費	400	400	0
④ 繰入金	6,300	6,300	0	④ 公債費	952	651	300
⑤ 諸収入	70	146	76	⑤ 予備費	232	0	232
歳入合計	22,219	23,881	1,662	歳出合計	22,219	21,190	1,028

○索道事業

歳 入

歳 出

款	予算額	収入済額	比較増減	款	予算額	支出済額	予算残額
① 索道事業収入	63,733	29,271	△34,460	① 索道事業費	27,528	26,214	1,313
② 繰入金	4,000	4,000	0	② 公債費	39,655	39,518	136
③ 企業債	1,200	1,200	0	③ 予備費	500	0	500
歳入合計	68,933	34,472	△34,460	④ 災害復旧費	1,250	1,250	0
				歳出合計	68,933	66,983	1,949

道路は広く美しく

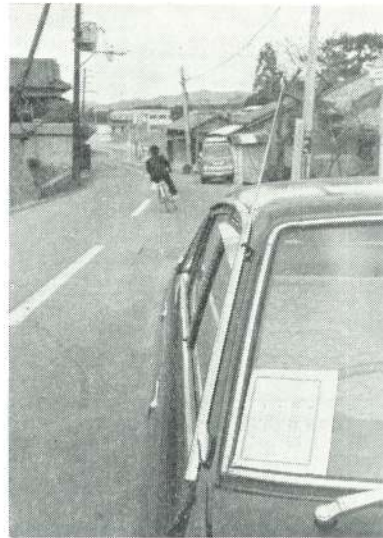
道路上への

駐車は一さい禁止

自動車の保管場所の確保等に関する法律は、昨年十二月一日より千早赤阪村にも適用され、現在実施中でありますが、これに伴ない、
 ①自動車を購入する場合、車庫がないと（保管場所）購入出来ない。
 ②すでに自動車を所有している場合、必ず保管場所を確保することとなっております。
 ③道路交通法令で駐車を禁止されている場所、第四十四条（五万円以下の罰金）

(1)交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂、またはトンネル
 (2)交差点の側端または道路の曲り角から五メートル以内の部分
 (3)横断歩道の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
 (4)安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分、及び当該部分の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
 (5)乗合自動車の停留所またはトロリーバス、若しくは

この車を引続き、この場所に駐車すると
 自動車の保管場所の確保等に関する法律 違反 になりますから
 ご注意ください。なお、他の場所へ移動されるときはこのカードをはがしてごください。
 月 日 午前 午後 時 分
 警察署 係員 印



第四十五条（五万円以下の罰金）
 ①人の乗降、貨物の積卸し、駐車または自動車の格納、若しくは修理のため道路外に設けられた施設、または場所の道路に接する自動車の出入口から三メートル以内の部分
 ②消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置または消防用防火水槽の吸水口、若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分
 ③火災報知機から一メートル以内の部分
 ④車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分、及び前に掲げたその他の道路の部分においては駐車してはならない。
 ただし公安委員会の定め

路面電車の停留所を表示する標識、または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分
 (6)踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
 ③消防用機械器具の置場、若しくは消防用防火水槽の

②道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分
 ③消防用機械器具の置場、若しくは消防用防火水槽の

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」

第一条 目的

この法律は自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけることと、自動車の駐車に関する規制を強化することにより道路使用の適正化及び道路交通円滑化を図ることを目的とする。

保管場所とは、車庫空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

道路とは、道路法に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

村道、農道、林道、府道、国道はもろろん私道であつても、一般交通の用に供するものは、すべて該当します。

公安委員会が指定した駐

るところにより、警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。
 (四)車両は第四十七条（人の乗降または貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端にそい、かつ他の妨害とならないようになければならない）の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル以上の余地がないこととなる場所においては駐車してはならない。

車禁止区間（例えば午前七時～午後八時）で、午後八時以後の駐車は、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反として検挙されます。

このため、道路上への駐車は一切禁止されることとなり、自動車を所有しておられる方は、自宅付近の保管場所を確保されることはもちろん、農業用に使用される車両には、田、畑の一部を保管場所として確保されるよう、ご協力方をお願いいたします。

警察は、これらの違反車両に対して警告書を貼付し移動するよう注意を行ないもし聞き入れられない場合は、第二回目から呼び出し状を送達して検挙する方針



でありますから、村民各位におかれましては、この法律を忠実に履行され交通事故のない明るい村に築きあげたいと思います。

税金の申告と納税は早めにすませましょう

◆所得税、事業税、住民税の申告は3月15日まで
 所得税の確定申告と納税は2月16日から3月15日までです
 ◆財産税や住民税の申告はいりません
 ◆財産をもらった人は贈与税の申告を3月15日まで
 贈与税は個人から現金の外、土地、家屋預金、株式、貴金属などの財産をもらった人にかかると税金です。一年間にこれらの財産の価額が四十万円をこえる人などは贈与税の申告をしましょう。

農地以外(宅地)の証明

昨年十二月一日より車庫証明が必要となったことは知っておられると思います。この場合、申請地の現況が宅地で登記簿上に田・畑の場合がよくあります。

これ以後のものについては証明書を発行しませんので、まず農地法第四・五条の規定による許可申請書を提出ください。

(なお、四・五条の申請をされ、登記簿が宅地になるまでは最低三ヶ月以上かかります)

記入のしかた等については農業委員会事務局にお尋ねください。

差別をなくそう

差別について考えること

差別について私は身近な私たち日常生活のなかでの差別というものについて考えてみました。

私に前の家へ、ぜんぜん

知らない人が、やってきて△△さんの家は、どこですか。どこへお勤めですか、学校は、どこを、などと、いろいろと母に聞いていたようです。いわゆる「きき合わせ」というものです。結婚をする前に相手の家の近所でのその人の近所づき合いや評判などを直接聞きにこられるのです。

私は、この「きき合わせ」などというものがあることに、大へん不思議に思います。そりや結婚ともなれば、相手のことが気になって、いろいろと聞きに行くという気持もわからないでもないかもしれません。だれもが気になることです。

しかし、現在、憲法十四条で(きめられているように「すべての国民は法の下に平等であつて人種・性別社会的身分又は社会的関係において差別されない」と

決められている。なのに、結婚相手調査して、身分が合わないとか職業によつても差別している人が、この日本には多くいると思ひます。それは特に田舎では近所づき合いがよい、そのため近所のことについて大へん興味深く干渉する、だからよけい世間体が悪いなどと、まわりの目を気にする、こんなことが事実行われているというところは、憲法十四条も、ただの飾り物ではないのしょうか。正式に定められている限り、これを実行しなければならぬと思ひます。別に悪いことなどしてないのだから世間など気にしなくてもいいのではな

LPガスの安全消費について

安全消費について

- ◇使用前の心得
 - ▽ガスは空気より重い(1・5〜2倍)ので、床面の低所に滞留します。先ずガスもれの有無をにほいで確かめましょう。
 - ▽燃焼器具附近にマッチ・油類等可燃物を置くことは危険です。
 - ▽容器バルブ・元栓・コック等は静かに開閉しましょう。
 - ▽ゴム管の老化・ひび割れ等が生じたときは直ちに新品と取り替えましょう。特に食用油の使用はゴム管のいたみが早いので留意しましょう。
- ◇器具の点検
 - ▽器具は空気より重い(1・5〜2倍)ので、床面の低所に滞留します。先ずガスもれの有無をにほいで確かめましょう。
 - ▽燃焼器具附近にマッチ・油類等可燃物を置くことは危険です。
 - ▽容器バルブ・元栓・コック等は静かに開閉しましょう。
 - ▽ゴム管の老化・ひび割れ等が生じたときは直ちに新品と取り替えましょう。特に食用油の使用はゴム管のいたみが早いので留意しましょう。
- ◇器具の点検
 - ▽器具は空気より重い(1・5〜2倍)ので、床面の低所に滞留します。先ずガスもれの有無をにほいで確かめましょう。
 - ▽燃焼器具附近にマッチ・油類等可燃物を置くことは危険です。
 - ▽容器バルブ・元栓・コック等は静かに開閉しましょう。
 - ▽ゴム管の老化・ひび割れ等が生じたときは直ちに新品と取り替えましょう。特に食用油の使用はゴム管のいたみが早いので留意しましょう。
- ◇器具の点検
 - ▽器具は空気より重い(1・5〜2倍)ので、床面の低所に滞留します。先ずガスもれの有無をにほいで確かめましょう。
 - ▽燃焼器具附近にマッチ・油類等可燃物を置くことは危険です。
 - ▽容器バルブ・元栓・コック等は静かに開閉しましょう。
 - ▽ゴム管の老化・ひび割れ等が生じたときは直ちに新品と取り替えましょう。特に食用油の使用はゴム管のいたみが早いので留意しましょう。

いのではないだろうか。みんな口では差別なんかしない、差別なんかしてはいけない、などという人がたくさんいるが、実際では、そんなうまい話はない。知らず知らずのうちに、差別している時もあるが、頭ごなしに、差別なんかあつてあたりまえと思つていて、いものだらうか、いえ、あつてはならないことなのです。私の身近では特に身分差別というものが多々あります。同じ人間みんな同じ人間なのに分けへだてをするなんて、決して許しておけるものではないのです。決して……

- ◇使用後の注意
 - ▽燃焼器具のコックを完全に閉めましょう。
 - ▽外出時または夜間のガス使用終了後は、器具コックとともに元栓を完全に閉めましょう。
 - ◇ガスがもれたときの措置
 - ▽LPガス販売店に連絡する。
 - ▽容器バルブ・元栓を閉める。
 - ▽火気を遠ざけ電気器具の点滅は行なわない。
 - ▽窓・扉等を開放し、床面からガスがなくなるまで換気する。
 - ▽火災等の危険が予想される場合は消防署に連絡する。
- 農地の転用は許可が必要で
 - 自己所有名義の農地を宅地・山林に転用する場合及び所有権の移転・権利の設定をし、農地を宅地・山林にする場合(農用地は除く)は農業委員会・大阪府知事の許可が必要。
 - 農地を宅地・山林へ転用する場合は、まず許可申請をし、許可後工事施工しなければなりません、転



用数年後によく申請書を提出されますが無断で転用すると、農地法第九十二条により、違反者は三年以下の懲役又は、十万円以下の罰金を課せられ強制代執行をされますので、転用される方は、前号広報記載により申請ください。

記入のしかた等については農業委員会事務局にお尋ねください。

大阪府農林業統計調査は毎年二月一日現在で府下一斉に実施されます。

この調査は府下の農業についての基本的なことがらを明らかにし農業施策の基本的資料となる統計を作ることが目的であります。

なお、できました統計表は公表しますが、調査票個々の内容は秘密を守りますし、法律で定められていますし、徴税などにも使用されませんから正しい報告をされますようお願いいたします。

大阪府農林業統計調査にご協力を

村史編集室より

村民の皆様へお願い

①明治以前(徳川幕府治政下)の各部落の人口、年令等を知るため「宗旨改帳」をさがしています。千早・東阪・中津原・二河原辺の各地区にはありましたが、他の地区についてはまだ入手しておりませんので、御所蔵の方はぜひお貸しくださいますようお願い申し上げます。なお、検地帳あるいは名寄帳についても、中津原・東阪・森屋・水分以外の方は不明ですので、もしお持ちでしたら貸してくださいますようお願い申し上げます。

②大正、明治又はそれ以前の綿つむぎ機や機屋(はたや)を持っておられる方がありましたら、お知らせください。

③ご自分で織られた道具とか作品とかお持ちでしたらほんとうにありがたいので、ご連絡先 ② 一二三八 村史編集室 伏井・兼松まで

金剛山ロープウェイ

樹氷まつり

昭和49年1月1日～2月28日

▽二月の主な催し

2月3日 節分・景品つき 福豆まき(金剛山転法輪寺) (午後1時)

2月11日 UCCコーヒーマービスデー (ロープウェイ上駅) 午後2時

2月24日 雪中宝さがし (ロープウェイ上駅) 午前11時

2月24日 子供雪投げ賞品 落し大会(ロープウェイ上駅) (雪不足の場合は中止) 午前10時

第6回金剛山写真コンクール作品募集

▽題 材 樹氷・雪と氷の金剛山の風景・風物

▽サイズ カラー：Gサイズ以上(プリント・スライド) 白・黒：四ツ切

▽使用材料 富士フィルム製品に限る

▽締 切 昭和49年3月7日

▽送り先 大阪市東区大手前の町 大阪府通商観光課 五四〇 大阪府観光連盟宛

▽審査 主催者および

▽発表

主権者において委嘱した審査員により行ないます。

昭和49年3月中旬に入賞者に直接通知するほかサンケイ新聞紙上に発表します。

また入賞作品の展示は金剛山香楠荘で行ないます。

★賞 回推薦

1点 大阪府知事賞(賞状・トロフィー) 1点

千早赤阪村長賞(賞状・楯) 1点

賞金2万円

回特

①選

富士フィルム賞 3点

日本観光協会関西支部賞(賞状・楯) 1点

千早赤阪村長賞(賞状・楯) 1点

賞金1万円

②

大阪府観光連盟会長賞(賞状・楯) 1点

金剛山ロープウェイ所長賞(賞状・楯) 1点

賞金1万円

③

サンケイ新聞社賞(賞状・楯) 1点

千早赤阪村議会議長賞(賞状・楯) 1点

賞金1万円

回準特選

①

各々に富士フィルム賞 6点

南海電気鉄道株式会社賞(賞状・楯) 1点

近畿日本鉄道株式会社賞(賞状・楯) 1点

②

関西観光写真協会賞(賞状・楯) 1点

金剛自動車株式会社賞(賞状・楯) 1点

③

金剛山自然保護協会賞(賞状・楯) 1点

金剛山自然保護協会賞(賞状・楯) 1点

⑤

南河内地区観光事業推進協議会賞(賞状・楯) 1点

各々に富士フィルム賞

⑥

千早赤阪村観光協会賞(賞状) 30点

各々に富士フィルム賞

回入選

30点

千早赤阪村観光協会賞(賞状) 30点

各々に富士フィルム賞

ファミリー賞

50点

千早赤阪村観光協会賞(賞状)

富士フィルム賞

交通事故を

なくしましょう

安全な運転の励行を
正しい横断励行を



スキー教室募集

期 日 3月23日(夕刻)～3月26日

場 所 長野県 発哺スキー場

定 員 50名 先着順

会 費 一四、〇〇〇円

申込先 体育連盟事務局(村教育委員会)

電話 ② 一二三八番